

おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会（第3回） 会議録

- 1 日 時 令和8年(2026年)7月23日(木) 午後1時30分～4時00分
- 2 場 所 市役所 301 会議室
- 3 出席者 委員 上野委員長、谷副委員長、有光委員、伊澤委員、太田委員、神名部委員、
菊池委員、西岡委員、本多委員 9名
事務局 浜野人権・男女共同参画課課長、熊坂人権・男女共同参画課副課長
若林女性活躍推進員 3名
- 4 欠席者 委員 山本委員 1名
- 5 傍聴者 なし

6 概 要

事務局 (浜野課長)	定刻となりましたので、只今から、第3回おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員長に進行をお願いするまでの間、暫くは私の方で進行させていただきます。 本日の委員会の出席委員は9名でございます。山本委員におかれましては、ご都合がつかず欠席でございます。また、本日の傍聴者はございません。 なお、本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。 次に、資料の確認をさせていただきます。 事前にメールでお送りさせていただきましたが、本日印刷して卓上に配布してございます。 （ 別紙 資料一覧 ） 全体で、不足等がございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせいただきたいと思います。 （ 委員 配付資料確認 / 過不足なし ） 次に、今年度から委員がお一人変わられておりますので、ご紹介いたします。小田原市校長会から昨年度までは、東富水小学校校長の井上先生が委員としてご参画いただいておりましたが、今年度からは報徳小学校校長の有光（ありみつ）先生にご参画いただくことになりました。 有光先生、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。
有光委員	あいさつ
事務局 (浜野課長)	続きまして、年度も変わりましたので、委員の皆様も順に、所属とお名前だけ自己紹介をしていただきたいと思いますので、上野委員長から、よろしくお願いします。

各委員	各委員あいさつ
事務局 (浜野課長)	続きまして、事務局を紹介させていただきます。
事務局	事務局 順次自己紹介
事務局 (浜野課長)	会議の進行につきましては、委員会規則第5条第1項の規定により、上野委員長にお願いしますが、本日は16時終了のところ、議題1（4）計画の内容で、1時間以上お時間を取りたいと思いますので、ご協力をお願いします。
上野 委員長	それでは、議事に入りたいと思います。 本日は、いよいよプランの内容について協議することとなっておりますが、改めて、今回のポイントについて事務局より、説明をいただきます。本日の議論は、議題ごとに進めては参りますが、全てが関連のあるものでございますので、議題にこだわりすぎず、お気づきの点は、すぐにご発言をいただけましたらよいのではないかと思います。 それでは、議題1の「（1）次期おだわら男女共同参画プラン策定のポイントについて」事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (浜野課長)	それでは、議題1（1）「次期おだわら男女共同参画プラン策定のポイント」について説明しますので資料1をご覧ください。 まず、「1」国の動きですが、昨年度の本委員会でも確認した「国の男女共同参画基本計画」ですが、令和8年3月13日、政府は第6次の計画を閣議決定しました。男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、市町村が定める計画は「国や県の計画を勘案する」とあります。国の計画のため、国家レベルと思われる記載もありますが、市のプランに「勘案（反映）できる内容や要素」を含めてまいりたいと考えます。国の計画は膨大ですが、ポイントとして2つです。 1点目は、1ページ目上部の四角の中で示していますが、国の計画では「第1部基本的な方針」において、改めて目指すべき社会」として資料の記載の①か④の4つを示しています。この4点は、国でも「改めて」と紹介していることから、本市でもこれまで取り組んできた内容について、より一層強化して参りたいと考えます。 2点目は、国の第6次計画では「基本的な視点及び取り組むべき事項」として8つの項目を示しているので、この8項目について、本市のプランへの反映を考えていきたいと思います。四角が、国の計画の記載、四角の下矢印が本市へのプランへの反映の考え方です。 初めに（1）は「全ての人にとって働きやすい環境づくりや女性活躍」の視点ですが、矢印のとおり、女性活躍の視点を市役所の率先的实践について、プランに反映していきたいと考えています。 同じように2ページ目（2）「意思決定過程への女性の参画率」ですが、（1）と関連

	しますが、最近改定した小田原市役所の「小田原市特定事業主行動計画第3次計画」では、「女性係長級 30%、課長級 15%」としています。 これまでの本プランの目標では「昇任希望者」でしたが、今後は「昇任実績」について、プランに反映していきたいと考えています。 (3)「地域活動」ですが、市内も最も大きな活動主体である自治会について、企画立案にかかわる、役員への女性登用率について、プランに反映していきたいと考えています。 (4)「テクノロジー」ですが、国家レベルとの印象がありますが、後ほどの「計画の内容」のところで説明しますが、子ども達の多様な職業観、勤労観の育成などについて、プランに反映していきたいと考えています。 3 ページ目 (5)「あらゆる暴力を許さない対応」ですが、「意識の啓発」と「支援の実践」を両輪で進めていくことなどについて、プランに反映していきたいと考えています。 (6)「女性が抱える多様かつ困難な問題への対応」ですが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において努力義務化されている「市町村の計画」を今回のプランで定めていきたいと考えます。 (7)「女性の視点による災害対策」ですが、令和6年の能登半島地震で「被災者支援における女性共同参画の視点」が再認識されたことなどを踏まえ、災害対策への女性の関わりについて、改めて、プランに反映していきたいと考えています。 (8)「制度・慣行の男女の中立」ですが、資料にある「税制や社会保障制度の検討」は国の役割ですが、国の検討状況に応じたレベルでの事業検討や普及啓発について、プランに反映していきたいと考えています。 4 ページ目、その他の反映ポイントですが、「2 その他」 (1)「ジェンダー平等」です。国際的な目標である SDGs に対し、日本の実施指針の改定の際に「各ステークホルダー」に「ジェンダー」が追加されました。県の計画 (R5～R9 年度) でも「ジェンダー」が表記しており、ジェンダー平等の視点プランに反映していきたいと考えています。 関連して (2) サブタイトルですが、「ジェンダー平等」に視点を置くサブタイトルの設定について、この後の議題として、委員会で検討していきたいと考えます。 最後に (3) ですが、令和8年(2026年)3月31日までの「女性活躍推進法」の10年間の延長に伴い、管理職職員の登用のほか、働きやすい環境づくりについても強化するようプランに反映していきたいと考えます。 説明は以上です。
上野 委員長	ありがとうございました。 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問・ご意見等はございますか。 内容が非常に多岐にわたっておりますので、ご発言いただくときには、「(3) について」などと言っていただけるとわかりやすいかと思います。

太田委員	資料１の３ページの（８）についてです。税制や社会保障制度については、事務局案では国等において実施されるべきと考えているということでした。 しかし、都会とは違う地方都市であるという前提において、やはり、ケア労働のことや非正規雇用のことなど、女性への影響を懸念しております。 そういったことを考えてみると、「国において実施されるべきもの」と言い切ってしまうのではなく、市独自の課題を見極めていただきたいと考えます。そういった意味で、積極的な意思を反映させる文言になるとよいかと思いました。 次に、同じく３ページの（５）（６）に関連してですが、とくに性被害の問題についてお聞きしたいと思います。実際の支援ということになりますと、小田原市だけで解決ということではなく、市町村をまたがって避難をする、ということがあると思うので、状況に応じては「他市町村との連携」というような文言を入れたほうが良いのではないかと考えます。専門ではないので、詳細はわからないのですが、根幹的な問題解決には、小田原市という枠組みを越えなくてはならないのでは、と思います。意見というより、皆さんのお考えや、専門の方のご意見などを聞いてみたいと思っています。
上野 委員長	それでは、資料１の（５）（６）についてと、（８）についての２つがあるかと思います。
事務局 （浜野課長）	事務局としては、「ポイント」として、ここを気にしていきますということであります。実際そのあとどのように、反映していくかということは、本日のメインの議論である「計画の内容」にもかかわってまいります。 （８）については、改めてみてみますと、消極的な書きぶりを読んでしまうということとはよく理解できます。国の動向をきちんとキャッチして、市の事業に組み入れていくとか、関連を深めていくとか、そういう意味合いですので、委員さんのお考えと同じだと思っています。もちろん、市の状況に則した視点で考えてみようということもあるかとおもいますが、今後次第ということになろうかと思っています。 （５）（６）についても、市町村が単独で主となってしっかりとやっていくということもありますが、広域で連携していくものも多々あるかと思っています。こういったことについては、今後、本文等で具体的に入れ込んでいくことになると思います。
上野委員長	今ご説明のあったように、あくまでも策定のポイントということですので、簡潔にまとめられているように受けとめております。そのうえで、足りない部分については、この会議で少し補っていくという理解がよろしいかと思います。 では、先へ進めつつ、総合的にまたご発言いただくとよろしいかと思います。 それでは、次に進みます。 次に、「（２）目次（案）について」及び「（３）体系図（案）について」を一括して、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 （熊坂副課長）	それでは、「（２）目次（案）について」及び「（３）体系図（案）について」説明をいたします。

まず、「資料2 次期おだわら男女共同参画プラン目次（案）」をご覧ください。

こちらは、基本的には、第3次と同じになっていますが、次の点が変更しております。

第3次プランでは、第1章5の（3）に「重点項目」としており、体系図では、その部分を網掛けしておりました。

しかし、次期プランの事務局案では、全ての施策を総合的に進めていくため、重点項目については、設定しないというように考えております。

近年、課題が複雑化しているため、その課題解決のためには、単独の項目を取り組むのではなく、複数の項目にわたって取り組む必要があると考えています。そのため、項目として重点を設けず、進捗管理の際の評価で、全ての事業にジェンダー平等の視点を入れているかなど、計画の目標に照らして、評価できるように工夫をしております。

次に、議題1（3）「体系図（案）について」ですが、資料3-1「次期おだわら男女共同参画プラン体系図」、資料3-2「体系図案及び目標値についての委員意見」をご覧ください。今回は、先ほど説明しました策定ポイントを念頭に基本となる体系図を作成しています。

プランの体系図については、第2回の委員会で事務局が作成した体系図（案）をお示しし、委員の皆さんからご意見をいただきました。その意見を反映させ、委員長、副委員長と事務局で調整し、本日の会議資料3-1を体系図の最終版として取りまとめました。

前回、皆さんにお示しした体系図（案）から、全体の構成として大きな変更箇所はございませんが、黄色マーカー部分、Ⅱ-1-（5）「防災・災害対策の場における政策・方針決定過程への女性の参画の促進」を追加をしております。

第3次の体系図では、基本方針Ⅱ、施策の方向2、施策名（2）「防災・災害対策の場における男女共同参画の促進」として明記しておりましたが、前回お示しした体系図では、基本方針Ⅱ、施策の方向1、施策名（4）「地域における政策・方針決定過程への女性参画の促進」に包含しておりました。しかし、資料1の策定ポイント1の（7）に大規模災害での男女共同参画視点の浸透の必要性から女性の視点を踏まえた避難所運営など災害対策での男女共同参画を改めて反映させるため、追加したものとなっております。

その他、皆様からの意見の中から、いくつか主だったものについて反映状況等を中心にご説明させていただきます。

資料3-2「体系図案及び目標値案についての委員意見」の通し番号1をご覧ください。

「学校における男女共同参画に関する教育の充実」、「学校における人権尊重と性への理解促進のための取組」の2項目の追加についてご意見をいただきました。

今回の案では、第3次プランのように学校教育を独立した施策として位置付けるのではなく、基本方針Ⅰ「あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進」の施策方向1「人権の尊重と男女共同参画の理解促進」の中で、学校を含むあらゆる場面における取組として整理しています。学校教育を後退させたものではなく、学校だけに限定した取

り組みではなく、社会全体で一貫して取り組む施策として再編・整理しましたので、委員の意見の項目追加は行っていません。

次に、通し番号2をご覧ください。

I-1-(5)「多様な性のあり方についての理解促進」とIV-1-(4)「性的マイノリティへの理解と環境整備」は「内容が重複しているように思うので、同じ趣旨であれば、統合する形にしてはどうか」という意見をいただきました。

まず、基本方針Iあらゆる分野におけるジェンダー平等の推進では、計画のベースとなる理念、意識、社会全体の価値観を構築するための章としており、基本方針【IV誰もが生き生きと暮らせる環境づくり】では、生活基盤（安心して生活できること）、多様性（一つの生き方を前提としない）、インクルージョン（制度や社会から誰も取り残されない）の章としていますので、事務局としては重複していないものにとらえており、変更はしておりません。

また、「性的マイノリティ」という表現について、「より広く「多様な性のあり方」という表現が、よいのでは」という意見をいただきました。この男女共同参画プランでは、男女共同参画や人権尊重の観点から、性の多様性を社会全体の課題として捉え、理解促進や環境整備を進めるという整理をしているため、体系図では、ご意見のとおり、「性の多様性」という表現に変更しました。

次に、通し番号4をご覧ください。

「上司層を対象にしたアンコンシャスバイアス研修を施策に追加できないか」というご意見をいただきました。こちらは、具体的な事業として位置付けることで、毎年実績による進捗管理をすることが可能ですので、担当課と調整し、そのように検討していきたいと考えています。

次に、通し番号5をご覧ください。

「計画のどこかにバブルケアラーやヤングケアラーの項目を掲載してほしい」というご意見をいただきました。これについては、Ⅲ-2-(1)、Ⅲ-3-(2)、IV-1-(1)における本文で触れることを検討したいと考えています。

次に、通し番号6をご覧ください。

IV-1-(3)の「犯罪被害者への課題についての理解促進と支援」とあるが「課題という言葉は被害者側に解決すべき問題があるかのような印象を与える懸念がある」というご意見をいただきました。こちらは、ご指摘のとおりであると考え、「犯罪被害者への理解促進と支援」に変更しました。

次に、通し番号20をご覧ください。

体系図の一番左側に目標を置いています。前回の資料では「誰もが個性と多様性を認め合い、自分らしく生き生きと暮らせるジェンダー平等社会の実現」としていましたが、「全体目標に個性という言葉が含まれているが、各基本方針・施策の中で「個性」に触れているものが見当たらない。個性の記載を省いても良いのではないか」というご意見をいただきました。ご指摘のとおり、「個性」を削除しました。

その他、通し番号18.19について、「今後のプランの進捗管理や評価について、検討してほしい」とご意見をいただきました。

	現在、副市長を会長とし、副部長級の職員からなる小田原市男女共同参画推進協議会を設置しプランの進捗管理をしています。新プランがスタートする来年度からは、庁内組織に加え、外部の方で構成する会議体の設置を検討していきますので、改めてご報告いたします。 説明は以上です。
上野委員長	目次と体系図については、これまでも議論を続けてきましたので、追加でご質問等をお受けいたしますが、「目次」と「体系図」は、本日確定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
伊澤委員	目次にも関係あるかと思いますが、今回資料全体を読みましても、多くの専門用語が出てきます。その都度、わからない言葉については、インターネットで調べたりしているのですが、例えば、プランの本書の一番後ろの方に「用語の説明」などが掲載されていたり、文中にかっこ書きで注釈をつけるなど、工夫があるとわかりやすいのではないかと思います。
上野委員長	分量的には追加するということは可能ですか。(事務局 可能) では、どれを取り上げて、どう説明をしていくかということは事務局にお任せしたいと思いますすがよろしいでしょうか。
	委員一同 承認
西岡委員	重点目標の件ですが、先ほどの説明のとおり、全部の問題が複雑に絡み合っているということは、もちろんその通りだと思っております。しかし、全部大事と言ってしまおうと、おそらくどこもしっかりとやれずに終わってしまうということを懸念します。重点項目については、体系図に置く、または数値目標の部分で考えるなど、その対策を何か委員会で一緒に考えられると良いのではないかと思います。皆さんはいかががでしょうか。
事務局（若林）	第3次プランでは、重点項目について、特に予算を割くというようなことはされてきておりません。しかし、事業はこの5年間ではプランに掲載のあるものの中で、取り組んでないというものはないと思っています。また、その時々々の社会情勢等や新しく法ができたというようなことを見て、取り組むべきことを判断したということもありました。そういった意味で、今回は、全ての取組にジェンダーの視点に重きを置くという考えでおります。しかし、やはり市民の方にとっては、重点項目をおいていないということは、小田原市がどう進めようとしているのかということが見えにくいということはあるかもしれません。このことについて、非常に理解はできますので、他の委員の皆様のご意見もお聞きしたいと思います。

太田委員	その点に関してですが、こういった資料は白黒のことが多いかと思います。しかし、ビジュアル的に少しの工夫でだいぶ変わるのではないかと思います。見せたいと思うところは、濃い色にするなどだけでも、ここは強調されているとわかります。そういったことは、行政の方が見る時にもよりわかりやすのではないかと思います。その見せ方の工夫というものは、結果的にすべてのページで可能なことと思います。
西岡委員	豊岡市はジェンダー平等に先進的に取り組んでおられますが、「ジェンダーギャップ解消戦略」 https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/keikaku/1019152/1016772.html のビジュアルが、かわいい感じで示されていて、とても分かりやすいです。ホームページからもダウンロードすることができます。文字とイラストであるので、市民としては受け止めやすいです。参考になるとと思います。
上野委員長	資料のビジュアルに関してのご意見でした。 内容としては、国の計画を勘案しつつ、ジェンダー平等ということをとにかく中核に置くというご説明だったかと思います。 そのほかに何かありますか。
太田委員	市の課題として、外国人の問題と、高齢者の問題は、市としても予算上、比重を置かざるを得ないのではないかと想像しています。そうしますと、本来やりたかったジェンダーのいろいろな取組に予算が配分できないということになりかねないのではないのでしょうか。そのようなことから、体系図の見せ方を工夫していただきたいと思います。本来のプランの目的がずれないようにしていただきたいと思います。
本多委員	重点項目というのは、第3次のプラン18ページの下段のことかと思います。そして、今回のプランでは、この部分をカットするという考えであるということです。だとすると、このページを見る限り、重点項目を書いてあるだけというように感じます。書くのであれば、この重点項目をいついつまでに、達成させるであるとか、予算をこのようにつけていくであるとか、ということが重点項目と共に記載されていれば、意味があると思います。ただ重点項目を書くだけなのであれば、表現としてはカットしてもよいかなと思いました。 また、ビジュアルのお話から考えましたが、これは誰が読むもので、誰が実行するものなのでしょうか。どうやら一般に市民に配るものではなさそうではありますが、委員の視点は市民に分かるものという議論をしています。今本編について議論していますので、市民向けにはダイジェスト版のようなものがなければ、その目的は果たせないのではないのでしょうか。
上野委員長	最終的には、ホームページで公開されるものですか。
事務局	ホームページには公開します。概要版を必ず作るということを確定はしていません

(熊坂副課長)	が、一般的にはA 3 見開きくらいのサイズで作っていることが多いです。
谷副委員長	今、議論が、だんだんと細目の話に行ってしまうような印象があります。「いついつまでに」というようなお話であれば、それは、議題 1 (5) 数値目標 (案) のところで議論いたしましょう。 やはり計画というものは、層になっていますので、まずは大枠の項目が決まって、そこをまず、市民の方にお伝えします。各事業は、ひとりの人や、一つの課が全部やるわけではなくて、いろいろな課で分担して、それぞれの担当の方が進めていくというのが市役所の仕事だと思います。すべての項目で、どこかがおろそかになるとか、そういうことはおそらくないでしょう。それぞれの課に対し、人権・男女共同参画課が、プランに沿って指揮をとり、進めていくという形だと思います。ですから、委員も、それぞれ自分の専門分野のところについて、心配があると思いますが、そもそも、人権・男女共同参画課が全部、手取り足取りやる問題でもないと思いますので、まずは、大枠の話を進めていきましょう。その先に、細目の話をしていくのかなと思っています。いかがでしょうか。
事務局 (若林)	第 3 次プラン 19 ページの体系図を見ますと、一番左に目標というものがお示ししてあります。「男女共同参画社会の実現」となっていますが、これは、男女共同参画プランの目標としてはあたりまえのことだと思います。しかし、実際、どのような社会を目指すのかが分かりにくいのではないかと考え、今回は、「誰もが多様性を認め合い、自分たちで生き生きと暮らせるジェンダー平等社会の実現」を目標としました。先ほど、谷副委員長のご発言にもありましたように、これからこの体系図にぶら下がってくる各課事業では、全ての事業でジェンダー平等の視点をもって施策を進めていきたいと考えています。 このようなことから、この体系図を見ていただき、ご異論がなければ確定をさせていただきます。
上野委員長	では、体系図、目次案を確定させ、次の内容詳細に入っていきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。
	委員一同 賛成
上野委員長	ありがとうございます。それでは、目次案と体系図案につきましては、こちらで確定とさせていただきます。 それでは、次に、「(4) 計画の内容 (案)」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (浜野課長)	それでは、議題 1 (4) 「計画の内容 (案)」について説明しますので資料 4 をご覧ください。

計画の内容とは、先ほど決定した資料2「目次」の「第2章」にあたり、プランの中心にあたる部分です。そして、同じく先ほど決定した資料3-1「体系図」に沿って、計画の内容を作成します。今日の説明は、資料3-1と見比べながらお聞きください。まず、資料4の1ページです。黒字は、現行のプランの記載内容、赤字は、次期プランの記載内容や記載（反映）の考え方を示しています。

その下に基本方針のⅠ～Ⅴが記載していますが、資料3-1では、3列あるうちの一番左側の列です。

資料4に戻りまして1ページ目の「基本方針Ⅰ あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進」が、資料の2ページから5ページにあります。本日の会議にあたり、2点、「資料の見方」と「本日議論をお願いしたいこと」を「基本方針Ⅰ」で説明しますので、よろしくお願いします。

まず、1点目、資料の見方ですが2ページをお開きください。基本方針Ⅰのページタイトルの下に「現状と課題」として、現行プランの記載として、ここでは「10行程度のリード文」と表現します。2ページの下部の「赤字」は後で説明します。

10行程度のリード文の途中に「図表1、2」として、リード文の根拠となるデータがグラフとしてあります。3ページです。

4ページをお開きください。上部に「施策の方向（1）人権の尊重の男女共同参画の理解促進」とあります。「施策の方向」とは、資料3-1では、真ん中の列です。「施策の方向」には「3行程度のリード文」があります。黒字ですので、現行プランのリード文です。

その下に「施策名（1）あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発」とあります。資料3-1では、一番右側の列です。

施策名は4ページ、5ページをご覧のとおり、市役所の所管事務を記載するものですので、その調整は、当課にお任せいただきたいと思います。

5ページの下部の「抹消線」ですが、黒字ですので現行プランのことです。

「施策名（2）」の下の「施策の方向（2）」の「男女共同参画社会実現のための学校教育の充実」は、今回「施策の方向（1）」に統合しますので、抹消線です。

以上5ページまで説明しました。2ページに戻っていただき、2点目の「本日議論をお願いしたいこと」です。

計画の内容の原稿作成は、「10行程度のリード文」が基礎となって、データ（グラフ）を作成したり、「3行程度のリード文」に繋げたりします。

本日は「10行程度のリード文」についてご議論ください。事務局（案）は、赤字の「小さな・」の5点の視点を盛り込んでいきたいと考えます。

1 男女共同参画は進んできたが、より一層の取組が必要

2 固定観念やジェンダーバイアスの解消などの取組。国の第6次基本計画の「テクノロジー」の箇所で、『幼稚園、保育園から「無意識に男の子だから」といったジェンダーのバイアスを生まない』、そして、資料には記載がないですが「女子の理工系分野の進学の促進」或いは「理工系女子人材の育成」と国では記載しており、「多様な職業観・勤労観を育む」などの視点

	3 固定的性別役割分担意識・ジェンダーバイアスの視点 4 SDG s の評価において日本では「ジェンダー平等」に課題があると指摘 5 人権意識、性の多様性の理解は拡がりを見せるが、依然として課題もあり、あらゆる世代へ意識啓発等が必要 以上5点です。委員の皆様には、「事務局（案）の5つの視点へのご意見」や「他の視点もある」或いは「黒字は依然として大事なので残すべきだ」などご意見をお願いします。 基本方針Ⅰの説明は以上です。基本方針Ⅱも同様ですので、説明は割愛いたします。 なお、委員長には、基本方針ごとの議論して欲しいことを依頼しております。 委員の皆様には、意見がある場合、基本方針のⅠ～Ⅴのどこに該当するか、を一度ご確認ください。また、概念的なご意見でも、個別の取組のご意見でも構いませんので、是非気が付いた点をご発言ください。 説明は以上です。
上野委員長	それでは基本方針Ⅰから見ていきたいと思います。いかがでしょうか。
谷副委員長	今回は、男女共同参画という言葉が、ジェンダーという言葉に置き換わっていると認識しています。プランのタイトルが「男女共同参画」を使うとなると、その整合性がどうなのかな、と以前も気になったことがあったのですが、法律は「男女共同参画社会基本法」と言いますから、そこは変えないということによろしいでしょうか。
事務局 (浜野課長)	はい。そこは変えずにサブタイトルに、ということもありますが、次の議題で説明をさせていただきます。
谷副委員長	わかりました。それでは、資料4については、ジェンダーということで統一ということで分かりました。
太田委員	資料4の4ページ、施策名（1）5，6についてです。これは対象が、児童生徒となるかと思いますが、とくに性教育については、幼児教育から必要ではないかと思っております。まだまだ、幼児教育の中ではタブーな部分があるのではないかと感じています。この件について所管はどこになるのでしょうか。
事務局 (浜野課長)	幼児教育につきましては、幼稚園は公立幼稚園と私立幼稚園がありまして、公立幼稚園を管理しているのが、小田原市の教育委員会です。私立については教育委員会の事務ではないと言われており、監督指導という立場にはありませんが、小田原市の場合は私立の幼稚園の方が多いう状況もありますので、私立の幼稚園にも情報提供をし、連絡調整を行っております。 保育園は、教育委員会とは別の市長部局である子ども若者部保育課が、公立の私立も所管しております。

太田委員	幼稚園の先生の採用とも関連した話になるのですが、今、幼稚園や保育園の先生の採用が非常に難しい状況になっていると思っております。それは、いわゆるケア労働や雇用の問題と関連していると思っております。そういった中で、現場に性教育について古い考えが未だ残っているとしたら、なかなかうまく進まないのではないかと思います。小学校以上であれば、学習指導要領に沿っておられるのでしょうか、やはり私学とは差が生じてしまうのではないかと思います。 また、ご家庭の状況も複雑化しておりますので、幼児の時期にもいろいろ手立てを打っておく必要があると思っております。本当に深刻な問題だと思っております。 今、市役所の中で所管が分かりましたので、「担当課がそういったことを踏まえて取り組んでいただけたら」というのが私の思いです。
事務局 (浜野課長)	教育委員会と保育課では立場は違いますが、様々なことについて一緒に勉強していこうということもあります。また、就学前からの教育が大切であるということ为先ほどもご説明をいたしました。
西岡委員	気になったところをお伝えします。世の中の風潮として、ジェンダー平等がもう達成されているというように考えている方もいらっしゃると思います。これは国への意見や、小田原市の意識調査の自由意見等を見てもそう感じるわけです。そうしたことを前提に、現状をもう少し書いていただきたいと思います。「男女共同参画の取組は進んできた」と書くと（資料4 2ページ 赤字一つ目の・「近年…」の部分）、「もう進んでいるんだ」と思われるかもしれないと懸念しています。取組自体は実施していますが、データを見る限り、取組が進んでいる、または平等になっているとは言い難いと感じています。ですから、そのことが表現できるとよいかと思います。 赤字だけを見ますと、とくに、子どものジェンダーバイアスが取り上げられているように感じます。基本方針Ⅰは「あらゆる分野における…」という章ですので、そこが分かるようにした方がよいと思います。 私は子どもも、もちろん重要だと思っておりますが、それを教える大人側の教育や、意識を変えていくことも重要だと思っておりますので、そこがわかるような記載をしていただきたいと思います。 また、先ほどお話に出ていたその就学前の子どもたちも、もうすでにジェンダーバイアスを持っているというようなデータや研究でわかっていることなどがあると思うので、もし、もし入れられるところがあればそういうデータなども入れていただけると内容の補強になるのかなと思っております。
上野委員長	資料として図表にするなど工夫はできるかと思います。事務局には工夫をしていただければと思います。 よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。 基本方針Ⅱについて、6ページから10ページとなります。

事務局 (浜野課長)	基本方針Ⅱについて、6 ページから 10 ページとなります。第3次プランのこの章では、基本方針Ⅰとは異なり、グラフの間にリード文が挟まっている形となっています。赤字のところ【策定の考え方】についてですが、 政策・意思決定の場への女性の参画が、まだまだ十分ではないということがありますが、市役所の率先実践を期待しますというご意見もありましたので、そういったところをお示ししています。後ほど目標値のところでもご説明いたしますが、今年度から新たにスタートしました女性活躍推進法における小田原市特定事業主行動計画（第3次計画）では、目標を今までの、昇進希望率から、実績である女性職員の割合を係長級 30%以上、課長級 15%以上など、としています。 また、自治会や防災活動などを含めた地域活動についても記載していきます。その部分の視点を強めていきたいということについては、国でも令和6年の能登半島地震においても、女性のニーズを配慮した対応が大事だとのことから、今後もさらに取組の強化の必要性を述べているということがあります。 説明は以上です。
西岡委員	特定事業主行動計画の目標値が実績となったことが、すばらしいなと、大変うれしく思っています。こちらは5年間の目標でしょうか。もう少し早く達成したいところですが。女性の参画率が30%を超えると意思決定や行動に大きな影響があるといわれていますので、ジェンダーの考え方としては、30%が最低ラインかなと思っています。ぜひ、市が率先して取り組んでいただきますと、市全体に広がりが出てくるのではないかと思います。
事務局 (浜野課長)	目標のところにもかかわってくるのですが、策定しているのは職員課であり、目標値は変えることができません。そして、それがいつまでかということについては、この特定事業主行動計画第3次計画は令和8年から12年までとなっております。
西岡委員	7 ページの図表なのですが、図表4では最大値が40%、図表5では25%となっています。図表を見る時の観点としてそろえたほうが良いと思います。また、ジェンダーという考え方から言うと、50%を一つのラインとするとよりよいのかなと思います。
太田委員	6 ページに、ジェンダーギャップ指数の図表が掲載されています。基本方針Ⅰの現状と課題でジェンダーギャップについて触れていましたが、内部資料として本委員会の委員などが見る場合には、基本方針Ⅰにある説明はこれでよいと思います。しかし、これを市民が見るであろうダイジェスト版に載せる場合、もっと説明が必要ではないかと思いました。特に、2 ページにあたるところ（基本方針Ⅰ）に、なぜ日本のジェンダーギャップ指数を上げていくことが必要か、ということに記載していく必要があると思いますし、基本方針Ⅱのところには、人権にかかわること、依然としてある理解不足による偏見などがあるという現状を、説明として載せなければならないと思います。

	そもそもプランとは何なのでしょうという議論にもなってしまうかもしれませんが、一般層に見せるのであれば、もう少し丁寧な説明がいたと思います。 また、先ほど西岡委員のおっしゃっていた7ページの女性の割合を示す場合、50%を指標として図表に表すということに著しく賛同いたしました。50/50（フィフティフィフティ）を目指しているという意思表示ともなっていると思います。 図表自体は見やすいものとなっているので、ありがたいなと思っていますが、先ほどビジュアルの話も出ましたが、見せ方にちょっと気にしていただくと良いかと思っています。そういったことが、市民への啓発につながると思います。
谷副委員長	何年かこのプランにも携わってきましたが、そういわれてみれば、そもそもこのプランの冊子をどういう方が読んでいらっしゃるのかと考えることがなかったと思いました。この冊子はどのように配布しているのでしょうか。
事務局 (若林)	プランの本書、第3次プランではこの黄色い冊子となりますが、実際に配るところはある程度限定がされています。例えば、庁内の各課、男女共同参画推進委員会委員、また、市議会議員、県内の各市町村などとなっています。以前は、各自治体も本書を送付する形が多かったですが、今はデータで紹介するということも多くなりました。 市民の皆さん向けとしては、ホームページへの掲載はもちろん、6月の男女共同参画週間などを活用して、プランの紹介パネル展などを開催してきました。その場では、本書も設置しご自由に持ち帰ることができるようにしています。また、市民活動団体や希望のあった方には、お分けをしています。 しかし、市民の方が本書を手にするわけではないですが、市の男女共同参画に係る施策はこれをもとに展開していきますので、事業として市民の方に返っていくものとなっています。そのためには、事業を実施する市職員の理解の促進が重要となってくるわけです。 委員の皆様のご意見をお聞きして、冊子の編集における工夫や、その後の活用についても考えていく必要があると感じました。
太田委員	私も過去にも、このプランの本書を拝見したことがあります。この資料は内容の資料で、市役所内の各部署の方がこれをもとにして施策を進めていく指標のようなものであると認識しておりました。しかし、市民活動を通じて感じることは、固定的な性別役割分担意識の払しょくやジェンダーギャップを解消していきたいということへの理解はまだまだであるということです。現実問題としてそういったことはあると思います。そういう意味で、このプランというものを、誰に見てもらいたいのかということをやはりしっかりと考えていく必要があると思います。
菊池委員	鎌倉市の事例なのですが、先ほども、委員からも「注釈とかがあったらわかりやすい」ということも出ました。加えて、空欄のところに、コラム的にわかりやすい言葉で解説を掲載するというような例があります。関心のある市民のかたはホームページもご

	覧になると思いますし、それは素晴らしいことだと思います。ですから、せめてホームページは、カラーでできたらと思います。見やすく、ユニバーサルカラーで、大事なところを太字にしたり、下線を引くというようなことは予算をかけずにできることかと思います。また、コラムでは、事務局の思いもそこに載せられると思うので読み物としてすごく良いかなと思います。
上野委員長	図表の軸のとり方という具体的なこともご指摘ありましたが、そろえるに越したことはないと思いますが、リード文との兼ね合いもあるかと思います。図表の中身との整合性の中で、太字にするなどの工夫をしていただきたいと思います。事務局、ご検討ください。 次の、基本方針Ⅲに移ります。
事務局（若林）	それでは、基本方針Ⅲについて簡単に説明させていただきます。11 ページから 16 ページとなります。つくりとしては、基本方針Ⅰ、Ⅱと同じでございます。 基本方針Ⅲは、いわゆる女性活躍推進法の市町村推進計画としています。 一つ目ですが、情報公表の必須項目の追加などいくつかの変更点をもって、女性活躍推進法が 10 年延長されました。女性活躍を進めることで、女性だけでなく誰にとっても働きやすいということを目指して、引き続き取組を進めていきます。本市でも、女性活躍推進を積極的に進めている市内企業を認定する小田原ＬＥＵＲＬという制度を運用しておりますが、その企業にあっても、意思決定の場への女性の登用については依然として、割合は低いものとなっています。 また、誰もが希望する形で働き続けるためには、意識改革にも取り組んでいかななくてはなりません。市民意識調査の結果にもありますように、いまだ、いわゆるケア労働と言われるものについては、女性が担うという偏りが実態としてはあるので、こうした慣行や、固定概念の払しょくについての取組も必須です。 男性の受ける不利益にも目を向ける必要もあります。 そして、こういった取組について、再三この会議でも言われておりますが、市役所が率先して取り組みを進めていかななくてはならない、ということが、この章での考え方でございます。 図表については、各章に共通していることですが、内容が決まってきたところで、その内容に必要で適切な図表を掲載していきたいと考えております。 説明は以上です。
神名部委員	赤字の下から 4 行目 5 行目の「依然として女性に依存しており、こうした慣行の中立化のための支援」とありますが、これは男女共同参画社会基本法第四条をおそらく引用したのだと思いますが、要約の仕方が良くないと思います。これですと、意味が分からないと思います。四条のところは、「社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を、できる限り中立なものとするように配慮しなければならない」と書いてあるものではないでしょうか。修正をお願いします。

	す。
事務局 (浜野課長)	修正いたします。
上野委員長	そのほかによろしでしょうか。 それでは基本方針Ⅳに進みたいと思います。資料は 17 ページから 20 ページとなります。よろしくおねがいします。
事務局 (浜野課長)	基本方針の文言については変更をしておりません。ここでは、高齢者、障がい者、外国籍の方、犯罪被害者の方、性的マイノリティの方など、多様な立場で支援を必要とする方々が制度やサービスにつながりやすいよう、情報提供や相談体制のさらなる充実という視点を入れていきます。支援策としてどう記載していくかはこれからのことになりますが、生活基盤の確保に向けた市営住宅の入居優先の取組や、外国籍住民の方の増加を踏まえて、多言語による情報提供等について記載させていただいております。またパートナーシップ宣誓制度についてや、健康への支援ということも大事な視点だと考えております。 グラフ等については、内容によりあっているもの、または最新値があるものなどは、今後差し替えていきます。 説明は以上です。
上野委員長	ここはちょっと、その前までの章とは異なりますね。「環境」という大きな枠組みが示されています。
神名部委員	一行目にインクルージョンのことが書いてありますが、かっこ書きの説明に（誰もとりのこさない）とありますが、これだけではないはずであり、インクルージョンとは、ソーシャルインクルージョンも含めて、取り残さない、包み込んで支え合って一緒に生きていくという意味があります。スペースの関係もあるかと思いますが、きちっと書いていただきたいとお願ひしたいと思います。
事務局 (浜野課長)	修正いたします。
西岡委員	性的マイノリティの方や外国籍の方は、住居が借りにくいということがあって思っているのですが、この中では「市営住宅の入居優遇や行政サービスの充実」というように書かれているのですが、そのほかにも考えられていることがあるのでしょうか。
事務局 (熊坂副課長)	現在、パートナーシップ宣誓制度を利用している方については、市営住宅、県営住宅に家族として入居申し込みはできるというような形となっています。
事務局（若林）	今具体的な各課事業として黒字でお示ししている部分は、第3次プランに掲載されて

	いるものになります。17 ページ赤字のところでは「市営住宅の入居優遇や行政サービスの充実」となっていますが、これからこの組み立てが確定しましたら、各課に照会をかけました時に、現行とはちがうものが出てくるかもしれません。 しかし、この委員会でこういった事業は入っているのか、などお気づきのことがあれば、ご発言いただいて、今後各課とのやり取りの時に、確認をしていきたいと思います。
上野委員	施策名にある表には担当部署が書かれていますので、関連部署が分かるかと思えます。これは全体像をお示しになって、それぞれの担当課が具体的な施策を考えていくというものです。
事務局 (熊坂副課長)	これから庁内照会をかけまして、ぶら下がってくるそれぞれの事業を挙げていただくという形になりますので、それをまた取りまとめて、委員の皆様にお示しをさせていただければと思っています。
太田委員	19 ページ、施策名 2 のところで、外国籍住民への理解促進と支援、ここに関わる内容で、言語支援であるとか、他自治体との連携などが書かれています。 行政の業務の枠組が分からないので、少し疑問を持ってしまうのですが、特に言語支援に関しては、やはり生涯学習課も大いに関わるのではないかという気がしています。 また、20 ページの経営管理課が該当するのかわからないのですが、すべての案件が民間企業との連携が非常に重要な項目になってくるのではないかというように思っています。昨年度も私も参加させていただいた人権・男女共同参画課が小田原Ｌエールに認定された企業を集めて、いろいろな企画をされていましたが、市内事業所や各所と連携して、男女共同参画という話を浸透させる必要があると思っています。何が該当するのか、よくわかりませんが、そういった働きかけができるとよいなと思います。
事務局 (浜野課長)	文化交流ということでは、文化部が所管しております。外国籍の方の言葉の支援については、人権・男女共同参画課が所管しております。これは、人権・男女共同参画課の視点をもってかかわっていくという庁内組織の所掌の振り分けがございます。 20 ページにつきましては、まず、経営管理課とありますが、こちらは、前小田原市立病院、現在は小田原市立総合医療センターですが、こちらにおかれている課であります。 健康支援という観点での、総合医療センター以外の医療機関との連携となりますと、健康づくり課が所管となります。このことについては、各課に事業の照会をかける時に、健康づくり課にも伝え、調整をしていきたいと思います。
有光委員長	先ほど外国籍の方への支援のお話が出ましたが、外国籍のお子さんのことになると、教育指導課と学校は、大変連携をしております。ポケットーク（音声翻訳機）を貸

	していただいたり、日本語指導の先生を派遣していただいたりしています。表の中では、「各課」の中に含まれているのかと思います。
上野委員長	主な担当課となっておりますので、それに関連する課が全部含まれるという理解でよろしいかなと思います。 では、先に進みたいと思います。基本方針Ⅴ「女性に対するあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への包括的支援」についてご説明をお願いします。資料は 21 ページから 25 ページです。
事務局 (浜野課長)	基本方針Ⅴは、いわゆる DV 法（配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律）における市町村基本計画と、いわゆる女性新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）における市町村基本計画としています。取組としては、これまでずっと続けてきたことですが、今回女性新法における市町村の基本計画として、位置付けていること示していきたいと思います。
菊池委員	先ほど、体系図について議論いたしましたが、まだ議論の余地はありますでしょうか。
上野委員長	一応、議決をしたということではありますが、どうしてもということであり、皆様のご納得されれば、ご意見をお伺いできます。 皆様いかがでしょうか。
	委員一同 承諾
菊池委員	それでは発言させていただきます。前回は女性に対するあらゆる暴力のところで、男性や性的マイノリティへの配慮が抜けにくいというご意見をさせていただきまして、資料 3-2 でも、本文で記載していく必要があるというふうに書いていただいておりますが、本文用の視点（赤字の部分）を拝見すると、あまりそう見受けられないかなというふうに思っています。 実は、男性の 10 人に 1 人が、女性の 5 人に 1 人が暴力の被害に遭っているといわれています。女性は男性の 2 倍あるから、女性は大変だとフューチャーしていただいて、女性支援をしている身としては、大変ありがたいことだと思っています。しかし、暴力というのは、男女かかわらず起こるもので、男性の被害が 10 人に 1 人もいる、500 人では 50 人もとなると、これは、見逃せない数字だと思っています。 ここで提案なのですが、「困難女性の支援」というのは別枠としてとらえるべきものであるので、基本方針Ⅴを「女性に対する」を削除し、「あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性の包括的支援」とし、施策の方向 1 を「暴力、DV 根絶に向けた啓発と支援」2「困難を抱える女性の支援」として別立てしたほうが良いのではないかと思います。目標に紐づいてくるのは具体的な施策の内容だと思いますので、具体的な施策の中に困難女性が別枠で入ることで目標も達成され、結果として、困難女性も

	サポートできますし、暴力やDVは性別に関わらず起こるものであるということ、またアンコンシャスバイアスにより男性が生きづらいというようなことも緩和できるのではないかと思います。 いかがでしょうか。
本多委員	今の意見を再度体系図において、確認をさせてください。 「V女性に対するあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への包括的支援」の部分の「女性に対する」削除し、施策の方向1、2については合わせて、1とし、新たな2は、「困難な問題を抱える…」とするという意見であると理解しました。これについて、それぞれの根拠となる法律は違いますから、より明確になると思います。 「困難な問題を…」が独立した場合、かかわってくる課も変わってくるのではないかと思います。人権・男女共同参画課にいる女性相談支援員が相談を受け、具体的な支援、母子の生活支援施設等への対応は福祉事務所と理解していますが、大丈夫でしょうか。小田原市の判断で委託するようなシェルターなどを持っているのか、というと、大変残念な状況なかもしれないと思っています。横浜など遠くまで行かなくてはならなくなり、よって、民間アパートに入ることになり、それで問題解決となっているように見えております。理解が違っているかもしれません。
事務局（熊坂副課長）	シェルターについては、基本的には加害者に、被害者の居場所がわからないようにしなくてはなりません。そのため、市内の近くではなく、距離を取ることはあるかと思いますが、シェルターに入る場合はどこに入るのが適正かということを県と一緒に検討をしています。シェルターから出る場合には、県外へ転居していただきますが、県が許可をしたところとなります。
事務局（若林）	菊池委員のご提案の「基本方針V」について、「女性に対する」という文言を削除するということについてですが、この章は、DV法における市町村基本計画としているわけですから、性別に関わらず小田原市としてできる施策をしていくという部分です。ですから、菊池委員の案はもっともであると思いました。そのあとの施策の方向ですが、課としての整理について再度ご説明をしたいと思います。 当課としても、当初はDV法と女性新法の部分を分けるということも考える場面もありましたが、その下にぶら下がる各課の事業を考えたときに、重複するものが多いということで分けていました。また、第2回の時に、女性相談支援員が詳細を説明いたしましたが、DVの被害者と、困難を抱える女性の課題は複雑に絡み合っていることも多いこと、また、それぞれであっても、行う支援は変わらないこと、また、啓発についても当課が力をいれていることであり、基本方針Vは、啓発と支援の両輪で成り立っているものと思っています。このようなことから資料3-1のように整理しました。 しかし、この体系図も先ほど一旦は確定したのですが、このタイミングで、さらにご議論していただくのはよいと思います。

上野委員長	それでは、基本方針のところは「女性に対する」を削除でよろしいのではないかと思います。皆様いかがでしょうか。
	委員一同 賛成
菊池委員	DVを受けている女性イコール困難な問題を抱える女性の矢印は成立するんですけども、困難を抱えている女性イコールDVを受けている女性という矢印は成立しません。例えば、DV被害だけということもあれば、DVを受けたわけじゃないけれど、夫か誰かわからない子どもを妊娠していて、子連れで居ななくなった、というような場合暴力の被害者ではないですが、困難を抱えている女性であるということになり、暴力被害者ではないですが、困難女性というのは、幅広く包含しているイメージとなります。 それぞれに法律がありますので、別立てにさせていただくと女性新法に対しても力を入れているというアピールにもあるかと思いき提案させていただきました。
本多委員	それぞれの取組には、はっきりと別の根拠法があるので、別立ての方が明確だと思います。
菊池委員	市の提案理由もとてもよくわかります。窓口は同じだったり、目標も結局同じだったりなど、オペレーションの段階での難しさみたいなのはわかっていつつも、根拠法できちんと区別したほうが分かりやすいのではないかと考えます。私としても、かなり悩みどころではあります。
太田委員	この議論の中で、非常に重要なのは、法律的な枠組みもありますが、財政的に予算をどうした方が良いかということ、現実的に考えるべきだと思います。 予算さえあれば、場所がまたがっても地域で何かできるのではないのでしょうか。予算を要求する際にも、この法律に基づいて今年度は…というように、もっていけるとおもいます。 予算のことについては、市のお考えはどうでしょうか。
事務局（若林）	菊池委員のご提案の内容についてはとてもよくわかります。 新しい法律ができて、それが明確に位置付けられたことを、新しくプランを作るわけですから、そのことをしっかりと見えるかしたほうが良いだろうということだと思います。そして、ぶら下がる事業のことを言えば、同じ事業も多く、記載としては「再掲」となるかもしれないということは承知であるということだと思いました。
事務局 （浜野課長）	今のご議論から、法律の中で明記していきながら事業の落とし込みについては、再掲としての記載でよいと思います。また、事業化していく際の予算についても、事務方としては課題感をもって気を付けていこうと思います。

	体系図については、一度確定したところですが、菊池委員のご提案を受けて、ご議論いただきましたので、変更ということでよいと思います。
上野委員長	それでは、いただいたご提案に基づいて修正をすることといたします。
事務局（若林）	それでは、再度体系図を整理して作り直し、早々にメールで皆様にお送りします。その承認をもって確定として進めたいと思います。
上野委員長	それでは次に進みたいと思います。 「議題１（５）数値目標値（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 （熊坂副課長）	それでは、議題１（５）「数値目標（案）」についてご説明させていただきますので、資料５と資料３－２をご覧ください。 現行の第３次おだわら男女共同参画プランでも、基本方針ごとに数値目標を設定しておりますが、次期プランでは、資料２の目次（案）、第３章の２番目に、「数値目標一覧」と記載しております。このことについても、委員の皆様からご意見をいただきましたので、その意見を反映させたものとなっています。 まず、資料５のⅠ－１－（５）と資料３－２の１２番をご覧ください。 ここは、人権啓発イベントの参加者数としていましたが、男女共同参画に直接的ではないテーマも含まれるため、プランに沿ったものが良いではないかというご意見をいただきました、確かに、人権啓発イベントの人権を考える講演会の参加者数を指標としていましたが、高齢者、女性、障がい者など様々な人権をテーマにしておりましたので、「性の多様性理解促進講演会」に変更しました。これは職員課と共催している職員向けに実施している「性的マイノリティ理解促進講演会」、毎年、実施しており、各課１名参加していただき、それぞれ、自分の課の職員に内容を伝達し、意識の向上を図っています。また、令和７年２月に２市８町でパートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定を締結し、令和８年４月から神奈川県西部広域パートナーシップ制度連絡協議会として、性的マイノリティの理解促進講演会を実施する予定ですので、その両方の参加者数を指標に変更しました。 次に資料５のⅢ－３－（２）と資料３－２の１５番をご覧ください。 保育園の待機児童数はほぼ解消されていると認識しているので、削除してもよいのではないかという意見をいただきました。待機児童数とは、保育所などの利用を希望しているにもかかわらず、入所できなかった子どもの数から育児休業を延長し、あえて入所を見送っている場合や、他の保育サービスの利用をするなどの子供を除いた数です。保留児童数とは、保育所などの利用を申し込んだものの、まだ入所が決まっていない子ども全体の数です。今回は、委員の意見を反映させ、保留児童数に変更しました。女性が仕事に復帰したいタイミングで復帰できるようになることが本来目指すべきものなので、より適している数値目標と考えました。 その他の変更点としては、資料５のⅡ－１－（４）をご覧ください。

	自治会長に占める女性割合を自治会役員に占める女性割合に変更しました。自治会役員とは、自治会長、副会長、会計です。地域での女性の意見の反映は自治会活動では、自治会長だけで決定するのではなく、役員で検討しているため、このように変更しました。 次に資料５のⅡ－１－（５）をご覧ください。 新規項目として、配備職員に占める女性割合を追加しました。配備職員とは、災害時にすぐに避難所を開設するため、避難所近くに居住している職員で構成している避難所を運営する職員です。今までは男性が多く配置されていましたが、避難所には、男女半々が避難してくるため、避難所運営にも女性の意見を反映させるため、近年、女性職員の配置を増加しています。そのため、今回、数値目標としました。 なお、目標値については、庁内各課に確認前ですが、国が第６次男女共同参画計画の中で定めている成果目標の参考値や庁内各課が持っている個別計画の目標値等も踏まえながら、関係所管と調整して設定する予定です。
伊澤委員	自治会役員に占める女性の割合の目標値については、空欄ですが、これはまだ調整中ということでしょうか。
事務局 (浜野課長)	その通りです。
谷委員	配備職員に占める女性の割合のところの「配備職員」がピンと来ないと思っています。
事務局 (浜野課長)	配備職員についてですが、各避難所に配備される市の職員のことです。注釈についても検討していきます。
太田委員	「ジェンダーという用語の周知度」についてですが、現状値が 86.5%となってることに、本当驚いています。しかし、残りの 15%の方にも周知していかなくてもなりません。そういった意味で、目標値の 90%は妥当だと思います。
事務局 (浜野課長)	市民意識調査の結果を見ると、ジェンダーの周知度については、内容まで理解しているというわけではなく、聞いたことがある、名前だけ知っているというの也被まれているかと思っています。本来は、内容まで理解を深めることができるようにしていかなければならないと思っています。 文言の「周知度」は「認知度」に修正します。
有光委員	先ほどの、配備職員に関してですが、学校に避難所が開設されますが、学校職員は風水害は行かないのですが、地震の場合は学校の職員も出動します。その中で、避難者は女性が多いと感じています。そのことから、配備職員に占める女性の割合を指標することはありがたいと思います。 見ているとやっぱり女性の方の避難が多いなというふうに感じるので、ありがたいこ

	とだなというふうに思います。
本多委員	前回、災害時についての項目がほかのものに含まれてしまっていたましたが、体系図に復活させていただきましたので、そのことに感謝します。 災害時における女性への配慮という観点では、圧倒的に女性用トイレが足りないということがあります。避難所となる学校では、普段から女性用トイレを作っておく必要があります。加えて、授乳室や更衣室、極端なことを言えば体育館の半分くらい女性用としても過言ではない状況です。そして、こういうことをもって女性たちがリーダー的役割を担っていただく、そんなことをイメージしています。 そのためには男女用のトイレの数の配分を、平常時から見直す必要があるんだろうなと思います。また、あまり報道はされませんが、災害時には性犯罪被害が実際はあるということも含めて、避難所における女性リーダーを特別なこととせず、入れていきたいなと思っています。 そのほかに、家庭内暴力ですが、私ども人権擁護委員会では小学校を訪問して、いじめの問題をテーマにして、4年生を中心に人権教室をずっとやってきています。 また、家庭においても、親だから子供をたたいていい、たたかなければわからない、という考えは時代遅れだという認識を持たなければなりません。たたかれて育った子どもが、大きくなってまた、人をたたくという行為に及ぶ人が多いといわれております。学校現場、あるいは、私たちのような人権擁護委員会ですること何かなということに取り組んでまいりたいと思います。さらにDV防止については、他市の人権擁護委員会では動き出しています。私たちもそういったことを視野に入れていきたいと考えています。
上野委員長	ちょっと単純な質問ですけども、この配備職員に占める女性の割合の目標値が38%となっておりますが、これは根拠がありますか。40%ではだめでしょうか。
事務局 (熊坂副課長)	こちらは、目標値の値については、今後所管とこれから相談していきます。今回の資料では一旦仮置きということとなります。
西岡委員	数値目標値の一覧に、体系図を紐づける表記に変えていただき、ありがとうございます。とても分かりやすくなったと思います。 その中で基本方針Ⅲ「雇用におけるジェンダー平等と女性活躍」1－（１）は「市役所における女性活躍の率先的な実行」における目標値を「小田原市の男性職員の育休取得率等」としていることに違和感があります。そこは、Ⅲ－２－（１）であるといいのではないかと思います。もちろん、女性活躍という観点で考えますと、男性の家庭進出は大事であるということは認識しておりますが、この整理の仕方でよいのかなと思いました。Ⅲ－１（１）では、今までですと女性自身が頑張れというスタンスでしたが、最近の考え方では、男性が主体となるということになっております。例えば、男性の意識改革ですとか、その上司たちのアンコンシャスバイアスの解消とか、昇格

	へのバイアスというようなことについての研修がどれくらいされているのかなどそういった指標があってもいいのかなと思いました。 もう一つは、資料 3-2 の 18 番の計画の評価ということについてです。プランの進捗をどう評価していくのか、PDCA の仕組みなど、今こうやって皆さんで一生懸命考えたものが実現していくことが一番重要だと思っていまして、そのための仕組みは、どうなるのかっていうことを議論していけるといいなと思っています。次の改定の 5 年後も、また同じ状況であったということでは、計画を立てている意味があるんだろうかとなってしまいます。この資料には、「外部の方で構成する会議体の設置を検討する」ということが記載されていますので、とても良い案だと思います。ぜひ確実に実現していただきたいし、どのように実現していくのかを示していただきたいと思います。
事務局 (浜野課長)	今の 2 点目の新しい会議体についてですが、事務方としては、予算措置についても要求をしていきたいと思っています。秋口には予算要求の事務が始まりますので、事務局としての他自治体の状況などを見てまいります。皆様も何か良い事例などをご存知でしたら、直接事務局へお知らせください。
谷副委員長	今、すごく良い意見が出たと思います。いわゆるイクボス、上司の理解についての研修等について指標としてはどうか、ということでしたが、研修等についての現状がいかがでしょうか。
事務局 (若林)	所管は職員課ですが、階層別の研修は実施していると思います。メニューまでは今わかりませんが、継続的に実施しています。
谷副委員長	市役所内での研修ですから、メニューに様々な形で入り込んでいるということでしょう。研修の実施と参加状況も 100% となるのではないのでしょうか。そうすると、目標値とすることはどうなのでしょう、か、と思いました。そうはいっても、上司の意識改革はかなり大事なことでと思いますので、職員課へは内容について確認していただくとよいかもしれません。
事務局 (熊坂副課長)	確認をいたします。
太田委員	整理の仕方についての意見です。投資家が適切な投資判断のための情報提供をする有価証券報告書というものがあります。この中で、女性管理職比率、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合や男性の育児休業取得率などの記載がありまして、それが客観的に企業価値に影響を及ぼしています。そういう観点から考えますと、Ⅱ—1—(3) とⅢ—1 (1) がばらばらにおかれている感じがいたします。これらをパッケージとして考えてはどうかと思いました。分散したのであれば根拠をしっかりと持っていなくてはならないと思います。

事務局 (浜野課長)	基本方針Ⅱは、「あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画」という部分です。基本方針Ⅲでは、「雇用における」という視点であります。重複する部分はあるかと思いますが、企業等の中での女性の管理職割合というものは、基本方針Ⅱへ入れてあります。
太田委員	先ほどの私の発言の内容は、上場会社に関わる内容でしたので、市内企業の状況と乖離があることは承知をしています。今回のプランでという意味ではなく、今後、枠組みを作る際には、気にしていただきたいということでございました。次回のプランの策定では、女性がただ働けばよいのではなく、非正規から正規雇用となっ ていただきたいという思いもありますし、女性の働き方について現状把握をしっかりと していただきたいと思ったということです。
谷副委員長	第3次プラン（黄色の冊子）の37ページに小田原Lエールについてのコラムがあります。その中に、「小田原市のほとんどを占める中小企業が取り組みやすいもの」という記載があります。多分やはり上場よりは小さい企業をターゲットにして取り組んでいるものなのかと理解します。少し先の話かなというイメージを受けました。
太田委員	この先へ向けたお話をさせていただきました。私は、賃金格差が本質的な課題だと思 っておりまして、そこは、中小企業がなかなか改善できないところだと思っています。 そういったことを、行政もしっかりと把握して取り組みを進めていただきたいとい うことです。
西岡委員	同じ意見です。企業のジェンダー平等における一番の課題が賃金格差だと思っていま す。しかしその部分で平等が実現する道のりはかなり長いと思っていますので、最終 目標として、現時点でできることは、賃金格差を広げている管理職における女性比率 を高めるということが第一のステップではないでしょうか。まずは、その目標を達 成するために、みんなで頑張っていきたいなと思っています
上野委員長	数値目標については、関係各課との調整も必要ですので、最終的な確定につきまし ては、事務局と正副委員長との協議で最終案とさせていただくということでよろしい でしょうか。
	委員一同 賛成
上野委員長	では次、もう1つ残っております。 議題1(6) プランのタイトル及びサブタイトルについてです。 ご説明をお願いいたします。
事務局	時間も超過してしまっておりますので、こちらについては、資料を見ていただき、サ

(熊坂副課長)	ブタイトルを付けたほうが良いのか、また、つけるとしたらどのようなものが良いのかということについて、考えておいていただければと思います。参考に県内他自治体のものを資料6としてお示ししています。改めてご意見をいただく場を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 続いて今後のスケジュールについて、資料7となりますが、簡単にご説明いたします。今年度の委員会は本日の第3回を含めて3回を予定しておりますので、あと2回になります。今後事務局では本日の委員の皆様いただいたご意見を踏まえまして、計画の内容を精査した後、計画に基づき各課が実施する具体的な取り組みや数値目標等について庁内各課の意見聴取をいたします。その他、本日資料2の目次案でお示した第2章以外の部分の検討も進めまして、次回、第4回の委員会では、これまで行ってきた対応をすべて取りまとめた形で、次期プランの素案として皆様にお示ししてご意見を伺いたいと考えています。12月から1月にかけてパブリックコメントを実施しまして、その意見を踏まえて、第5回の委員会では最終案について検討して、今年度中に内容を確定させる予定となっております。 なお、第4回の委員会につきましては、本日配布の日程調整表で調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
上野委員長	このことについて、ご質問等がなければ、以上をもちまして閉会といたします。多くのご意見をありがとうございました。

以上